

水俣ONSENプロモーション 『温泉×スポーツ』リカバリープログラム造成事業 仕様書

『温泉×スポーツ』リカバリープログラム造成事業

本市の国民保養温泉地である湯の児・湯の鶴温泉を活用し、スポーツ合宿やスポーツ愛好家の誘客促進を目指し、スポーツと温泉資源（施設）を掛け合わせた新たなモデルプランの造成を図る。

併せて、モニターツアーを実施・検証することで、「水俣モデルの商品」として市内外に発信する。

(1) 情報及び仮設の整理

- ・水俣市内で実施しているスポーツ大会や合宿に関する情報収集
- ・水俣市内のスポーツ施設・設備やリカバリー施設・設備に関する情報収集
- ・水俣市内の温泉施設に関する情報収集
- ・スポーツ選手（愛好家）にとって効果的な温泉の利用方法や食事の取り方等の仮設の設定

(2) ワークショップへの専門的なアドバイス

- ・市観光戦略課が開催するワークショップ（プラン造成の際に担い手の可能性となりうる事業者を対象とする。）に際して、市及び事業者へのアドバイスを行う。

(3) モデルプラン造成とモニターツアーの実施

- ・（1）で収集した情報と（2）の関係者を取り込みターゲット層を意識したモデルプランを造成する。
- ・モニターの設定とモニターツアーの実施

(4) モデルプランの検証

- ・（3）で実施したモニターツアーを通してモデルプランを検証する。

(5) モデルプランの資料作成

- ・（4）で検証したプランについて、パンフレット案を提案すること。

(6) その他


- より効果が高くなると思われる事項について、積極的な提言を行う。

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

受託者は、事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、提出後に検

査を受けること。

- (1) 提出物 業務完了報告書 A4用紙または電子データ
(メールまたはUSBメモリ)
- (2) 提出先 水俣市産業建設部観光戦略課観光交流推進係
- (3) 提出期限 令和7年2月17日(月)

- 
- (1) 本業務の遂行にあたっては、委託者である市(観光戦略課及びスポーツ推進課)との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
 - (2) 本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務を円滑かつ効果的に実施するため、市の承諾を得たときは、この限りではない。
 - (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報についてはその保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
 - (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い、指示に従うこと。